

# 上席放射線防災専門官の業務

## 1. 平常時

- ・ 原子力施設周辺等の環境放射線モニタリングの実施に関する専門事項について  
関係自治体、関係機関等との連絡・調整
- ・ 防災訓練、モニタリング関連研修等を通じた地方自治体職員への技術的支援
- ・ 緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム、モニタリングカー、モニタリング  
資機材の点検・校正、管理等
- ・ 国及び地方公共団体が実施する環境モニタリングの測定結果の確認・監視等
- ・ 原子力事業者の原子力事業者防災業務計画の作成又は修正に関する指導及び助言  
(環境放射線モニタリングに係るもの)
- ・ 原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第11条第5項の規定に基づく  
原子力事業者の放射線測定設備に対する検査
- ・ 原子力事業者の放射線測定設備の設置、維持、改善の状況の確認
- ・ 原災法第13条の2第1項の規定に基づく原子力事業者による防災訓練の実施状況の確認  
(環境放射線モニタリングに係るもの)
- ・ 原災法第32条に規定する立入検査

## 2. 緊急時

緊急事態等が発生した場合は、関係自治体の協力を得ながら緊急時モニタリングセンターの立ち上げと関係道府県の監視センター等と協力して緊急時モニタリング活動の統率・企画調整を実施する。

なお、必要に応じ緊急時モニタリングセンターの測定分析担当として現場にて活動を行う場合もある。